

地域包括ケアシステムに関する調査結果報告書

地域包括支援センター編
(抄)

岩手県保健福祉部長寿社会課

平成25年7月

目次

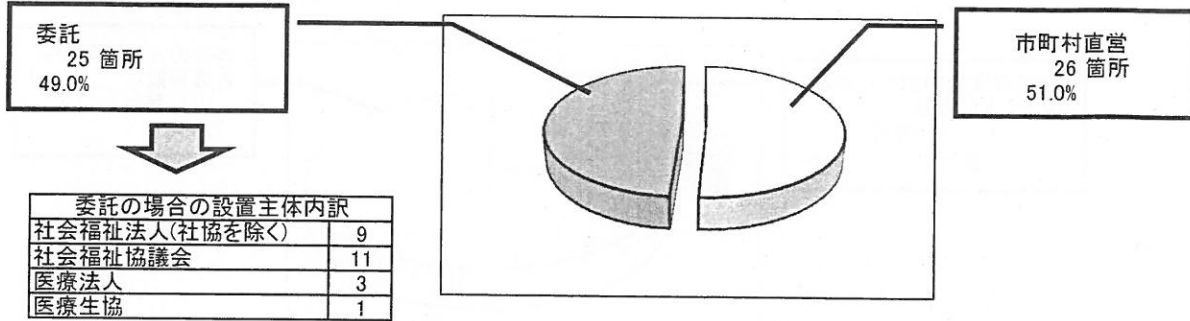
地域包括ケアシステムに関する調査(地域包括支援センター編)

	P
■調査票1 地域包括支援センターの組織、体制	
Q1 地域包括支援センターの運営主体について	1
Q2 実施方針の提示の有無について	1
Q3 実施方針の内容について	1
Q4 センター担当圏域について	2
Q5 センターの職員配置について	2
Q6 職員配置について	3
■調査票2 センター事業	
Q7 包括的支援事業の業務量比較	4
Q8 包括的支援事業	5
●介護予防ケアマネジメント業務	5
●総合相談支援業務	7
●権利擁護業務	9
●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	11
Q9 住民への周知方法	13
Q10 地域包括支援ネットワークの構築状況	14
Q11 医療と介護の連携	14
■調査票3 地域ケア会議	
Q12 地域ケア会議の設置の有無	16
Q13 地域ケア会議の開催頻度について(センター主催分)	16
Q14 地域ケア会議の検討事項について(センター主催分)	17
Q15 地域ケア会議の構成員(センター主催分)	17
Q16 個別ケースの取扱い状況(センター主催分)	18
Q17 潜在ニーズ(地域課題)の把握方法(センター主催分)	18
Q18 地域づくり・資源開発の検討状況(センター主催分)	19
Q19 個人情報の共有状況(センター主催分)	19
Q20 政策への提言状況(センター主催分)	19
■調査票4 その他・県からの支援・被災市町村における課題等	
Q21 地域包括ケアシステム構築する上での財政上の課題について	20
Q22 その他地域包括システム構築上の課題(財政上の課題を除く)	20
Q23 県の支援	21
●地域支援ネットワークの構築	21
●センター職員のための研修など資質向上のための支援	23
●地域包括ケアシステムを構築する上での情報提供による支援	25
●地域包括ケアシステムを構築する上でのその他の支援	26
Q24 被災市町村における課題等	28

■調査票1 地域包括支援センターの組織、体制

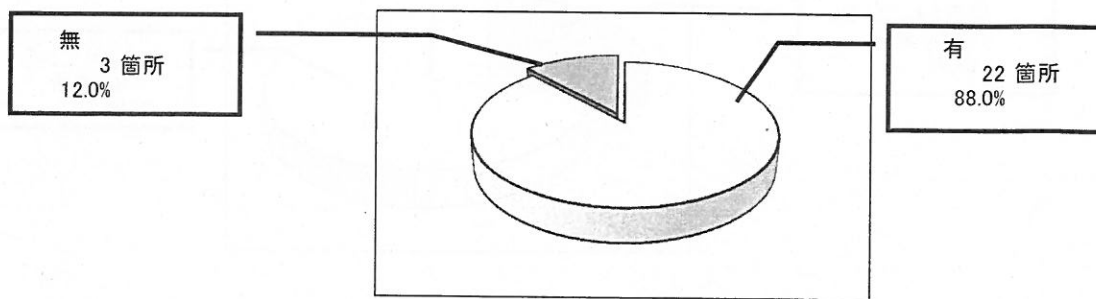
Q1 地域包括支援センターの運営主体について

[地域包括支援センターの運営主体]
51地域包括支援センターの状況



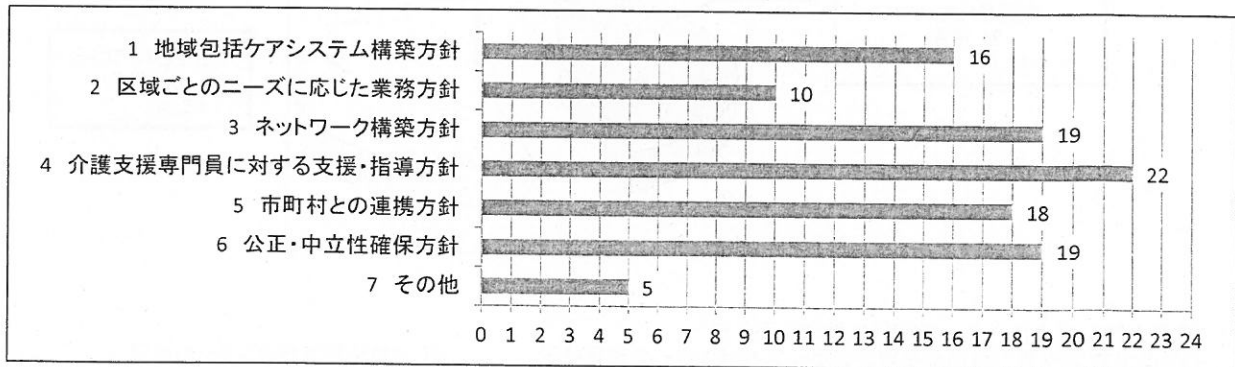
Q2 実施方針の提示の有無について

[実施方針の提示の有無]
市町村は、包括支援事業をセンターに委託する場合は、委託先に対して当該包括支援事業の実施方針を示すこととされて市町村から委託されている地域包括支援センターへの実施方針の提示状況。 25 センター



Q3 実施方針の内容について

[実施方針の内容](複数回答可)
22 センターに提示されている実施方針の内容について



(箇所数)

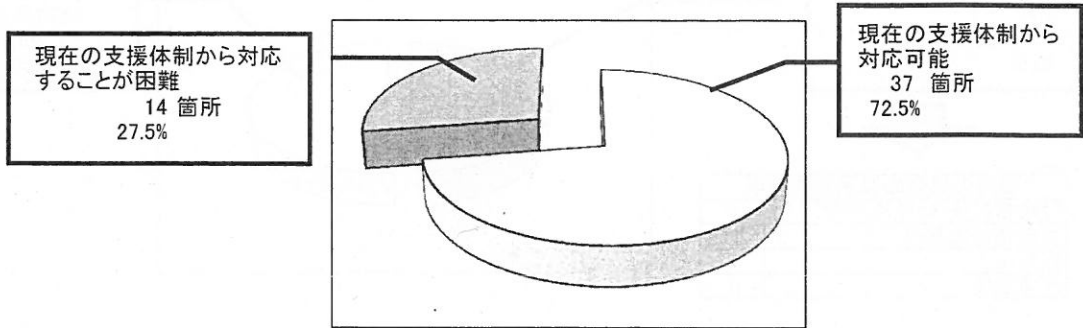
その他の主な内容

- 市内外各地域包括支援センター間の連携及び情報交換(石鳥谷地域包括支援センター)
- ①認知症に関する取組 ②高齢者の虐待防止及び権利擁護に関する取組(東和地域包括支援センター)
- 保険者とのセンター(直営、委託)の連携の強化に係る方針(高齢者生活福祉センターはなはずみ)

Q4 センター担当圏域について

[現在の支援体制とセンター担当圏域についての考え方]
51地域包括支援センターの状況

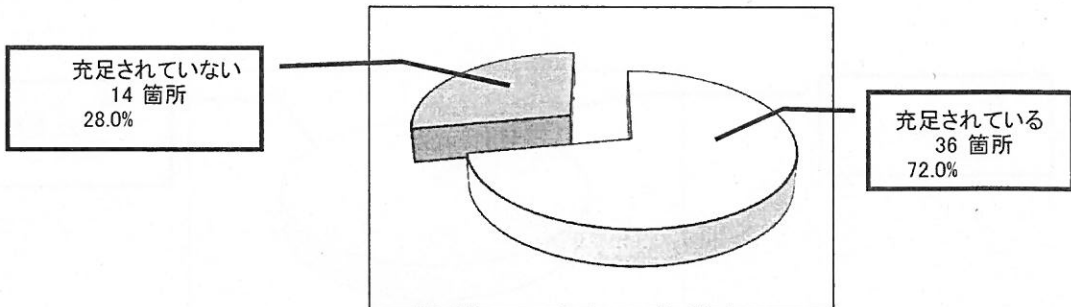
1 センター担当圏域は現在の支援体制から対応可能である。



Q5 センターの職員配置について
(3職種分:51センター)

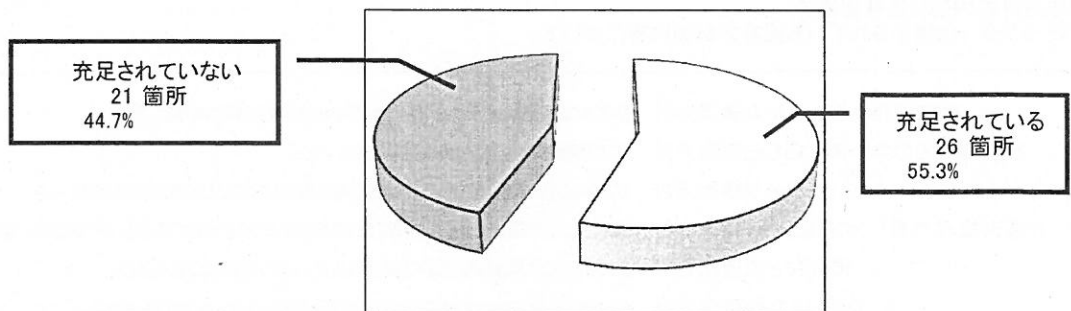
[保健師の必要配置人数の確保状況]
※保健師の必要数を設定しているセンターの充足状況

50 地域包括支援センターの状況



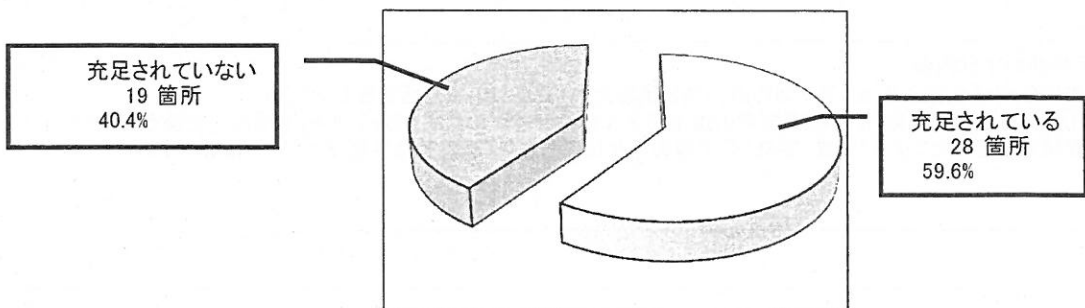
[社会福祉士の必要配置人数の確保状況]
※社会福祉士の必要数を設定しているセンターの充足状況

47 地域包括支援センターの状況

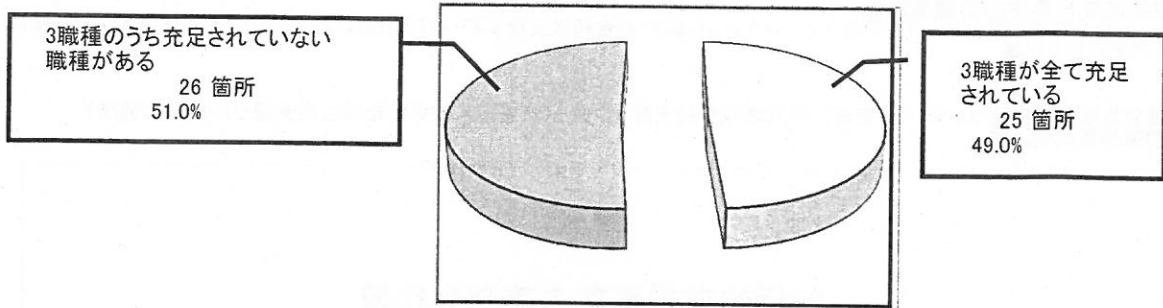


[主任介護支援専門員の必要配置人数の確保状況]
※主任介護支援専門員の必要数を設定しているセンターの充足状況

47 地域包括支援センターの状況



[3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)の必要配置人数の確保状況]
 ※51センターのうち3職種全ての全てが充足されている地域包括支援センターの割合

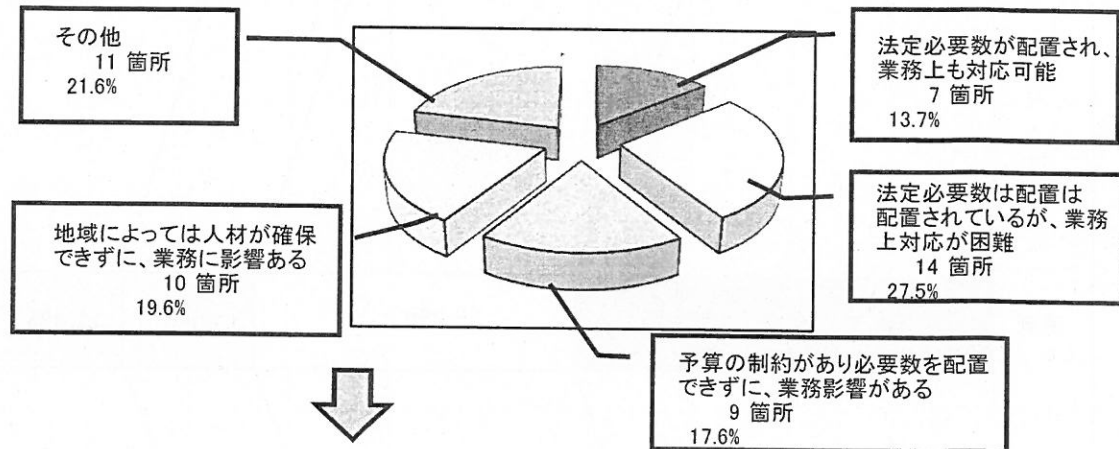


Q6 職員配置について

[センター職員の専門職員確保上の課題]

51地域包括支援センターにおいて3専門職(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の充足状況

- 1 各職種とも法定必要数が配置され、業務上も十分対応可能
- 2 各職種とも法定必要数は配置されているが、業務上対応が困難
- 3 職種によって予算の制約があり法定必要数を配置できず、業務に影響がある
- 4 地域によって必要な人材が確保できずに業務に影響がある。
- 5 その他



その他の主な内容

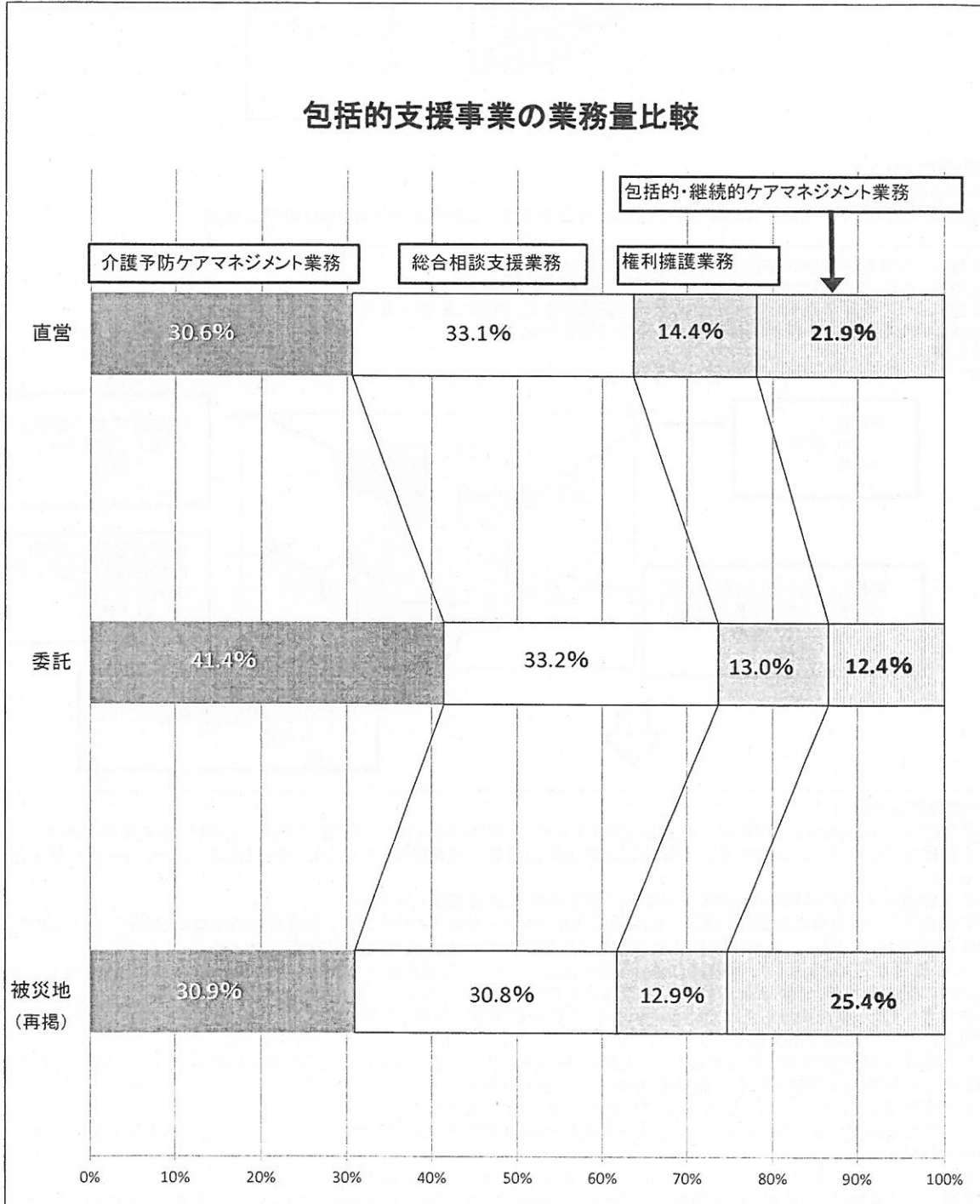
- 高齢者の人口が8000人と6000人の基準を超えており、各専門職2名ずつの配置が必要になるが、超え幅が大きくないため既存職員で対応できている他地区には基準の倍以上の高齢者人口を担当しているセンターもある。(イーハトーブ地域包括支援センター)
- 市に社会福祉士の採用枠がなく確保できない。(宮古市地域包括支援センター)
- 市町村合併により職員の削減傾向あり、地域包括支援センターも例外ではないが、大幅な削減はなく配慮されている状況。正職員15名配置しており、この他非常勤職員にも有資格者が14名いる。(奥州地域包括支援センター)
- 4月に保健師が退職。5月より、保健師に準じる者が配置となった。包括支援センター業務の経験もあり業務に支障をきたすことはなく順調であるが、正規職員の採用が決定するまでの臨時職員となっている。(石鳥谷地域包括支援センター)
- 平成25年1月から業務委託を受けている。各職種とも法定必要数は配置されているが、今後十分に対応可能であるかどうか未知数に思う。(地域包括支援センターいいとよ)
- 主任介護支援専門員の養成要件が厳しいことから、養成までに時間を要することと人事異動があることから、市町村直営である場合は人員確保は困難である。(紫波町地域包括支援センター)
- 今後の高齢者人口増加により、増員の検討が必要。(矢巾町地域包括支援センター)
- 準ずる者での配置により定数配置しているが、業務量や対応困難ケースが過大となっている。業務での業務も多い。(金ヶ崎町地域包括支援センター)
- 保健師4人となっているが育児休暇中が2人であり、実質2人である。(大槌町地域包括支援センター)
- 各職種とも配置されているが、総合相談、虐待ケース、困難ケースが増えている状況であり、任意事業もあることから、対応が難しくなっている状態(高齢者総合相談センターさくらまち)
- 保険者の方針で、今後現在の担当圏域を分けて、現在の人員体制を分けようとの検討がされている事。(高齢者総合相談センターしづたみ)
- 委託の配置条件が保健師(に準ずる者)と、社会福祉士(に準ずる者)もしくは主任介護支援専門員の2名配置であり、現在は主任介護支援専門員と保健師に準ずる者として看護師を配置し業務を実施。(高齢者総合相談センターはなはずみ)

■調査票2 センター事業

Q7 包括的支援事業の業務量比較

包括的支援事業のうち介護予防ケアマネジメント業務・総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的継続ケアマネジメント業務の業務量を比率

直営地域包括支援センター(26箇所)：委託地域包括支援センター(25箇所)：被災地地域包括支援センター(12箇所)の業務量比率比較



※ 被災地：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市に所在する地域包括支援センター

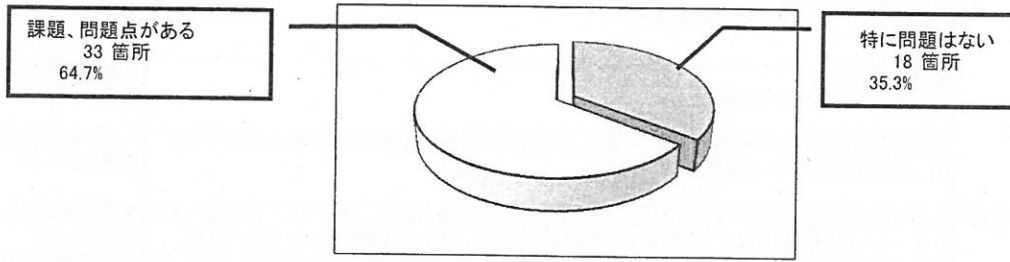
Q8 包括的支援事業

●介護予防ケアマネジメント業務

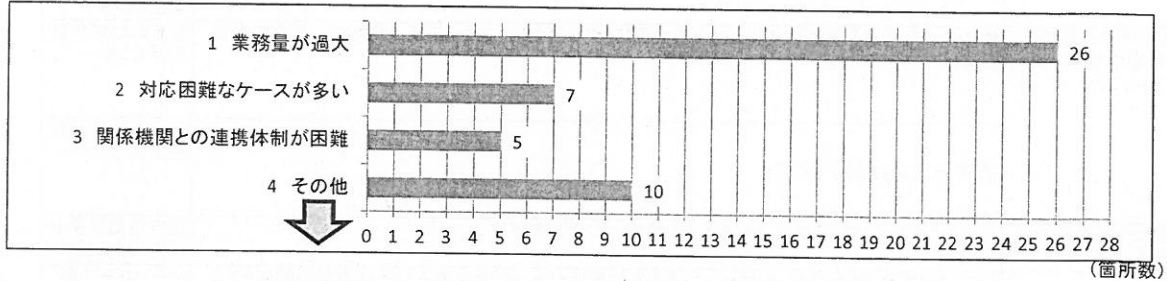
2次予防事業対象者(主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者をいう。以下同じ。)が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものである。(法第115条の45第1項第2号)。

業務の内容としては、2次予防事業対象者の把握に関する事業(法第115条の45第1項及び施行規則第140条の64)において、市町村が把握。選定した2次予防事業対象者についての介護予防ケアプランを必要に応じて作成し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行うものである。

[介護予防ケアマネジメント業務の課題の有無について]
51地域包括支援センターの状況



[介護予防ケアマネジメント業務の課題、問題点の内容](複数回答可)



その他の課題の内容

- 65歳以上の人口増加を上回る速度で要支援者が増加している。要支援者への対応から要支援になることへの予防にシフトしていきたいが、具体的な取り組みが弱い。(イーハートブ地域包括支援センター)
- 介護予防の考え方がなかなか高齢者に浸透しない。(地域包括支援センター-川久保)
- 介護予防は、身近なところで実施・継続される必要があると思うが、社会資源の把握や開発ができておらず住民に合わせたプランが立てられていない。(宮古市地域包括支援センター)
- サービス提供をしてくれる事業所や、専門職が少ない。二次予防事業対象者が介護予防の必要性を理解し、積極的に事業を利用してもらおうための働きかけが難しい。(大船渡市地域包括支援センター)
- 当事務所は、専従の介護予防支援員5名を配置し、介護予防ケアマネジメント業務を実施しているが、年々介護保険新規利用者が増加しており、平成25年4月現在で前年度対比117%と増加している。包括支援センター3職種については一人当たり15名以内で担当することとしているが、相談業務、実態把握、虐待対応、緊急性のケースへの対応等業務多忙となっている。(花巻市地域包括支援センター)
- (現在、欠員の状況)により、主任介護支援専門員、社会福祉士、介護予防支援員で予防給付対象者を受け持っている状況にある。(石鳥谷地域包括支援センター)
- 介護予防教室の内容が地域のニーズに合ったものかと疑問がある。現在は実施するのは包括であるが、内容の検討については参加していないため。(地域包括支援センター-展勝地)
- 業務内容が過大で複雑。介護予防教室ありきの支援になり、包括的・効率的支援に結びついていない。住民に対し、介護予防事業の理解と周知が不足している。(陸前高田市地域包括支援センター)
- 二次予防対象者把握に、時間を要すること。把握者からの教室参加率が低迷していること。(紫波町地域包括支援センター)
- 二次予防事業の参加者が少ない。(一関東部地域包括支援センター)
- 要支援、要介護認定者数の増加に伴い、定員数(登録)の関係から、管内の居宅介護支援事業では新規の受入れが難しくなっている。(高齢者総合相談支援センター-はなび)

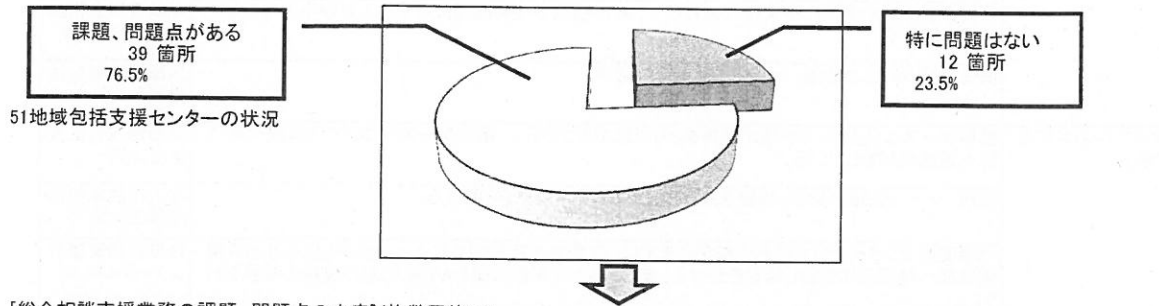
[介護予防ケアマネジメント業務の課題、問題点に対する地域包括支援センターの対応策]

課題	対応策	センター名
全般的	基本的には「ケアは人」なので、必要な人員の確保が急がれる。もちろん、それにともない財政的な支援も必要となる。	五月園地域包括支援センター
業務量が過大	要支援者専任職員の増員、居宅への委託促進のため介護予防支援費(委託費)の増額	玉山地域包括支援センター
	当市では、当初から居宅介護支援介護予防業務委託先の居宅介護支援事業所は2事業所であるが、市内の居宅介護支援事業所の多くが予防プラン業務の受託することにより、解決できる要因ではないかと推測される。	花巻中央地域包括支援センター
	圏域・人口比の職員体制見直し。担当者数の制限	花巻西地域包括支援センター
	・介護予防プラン作成の事務量軽減と効率的に行える様に内容の変更と介護支援専門員への支援で負担感軽減を図る。 ・介護予防プラン作成料の単価見直し。	高齢者総合相談センターはない ずみ
	専門職員の確保 対象者の効率的な把握の検討	久慈市地域包括支援センター
	要支援者の認定割合が他市町村よりも多く、居宅支援事業所に委託できる件数にも限界があり、必然的に包括での担当が増加してしまう。	一戸町地域包括支援センター
住民に合った介護予防が提供できない	身近な場所で介護予防が行われるよう、地域のニーズの把握、及び、フォーマル・インフォーマルなサービスがうまく組み立てられ提供されるようにコーディネートの役割を果たす職員の配置。	宮古市地域包括支援センター
	ふれデイ・予防教室の参加者も少ないため、対象者のニーズ調査を行うことが必要。	地域包括支援センター展勝地
連携体制	行政担当者との連携が必要である。	九戸村地域包括支援センター
対象者把握に、時間を要し、教室参加率が低迷していること。	参加者の効果の結果を含めて、対象者に周知していきたい。また、身近な場所での教室の運営を検討していきたい。	紫波町地域包括支援センター
	事業方法の検討が必要	一関東部地域包括支援センター
高齢者に介護予防の意識が浸透しない	元気なうちから介護予防を意識する取り組みへの参加を促す。	地域包括支援センター川久保
その他	現在は町内会・民生委員・地域サロン等からの要請があった場合のみの予防教室の開催だが、主体的に予防活動に取り組む必要がある。	イーハトーブ地域包括支援センター

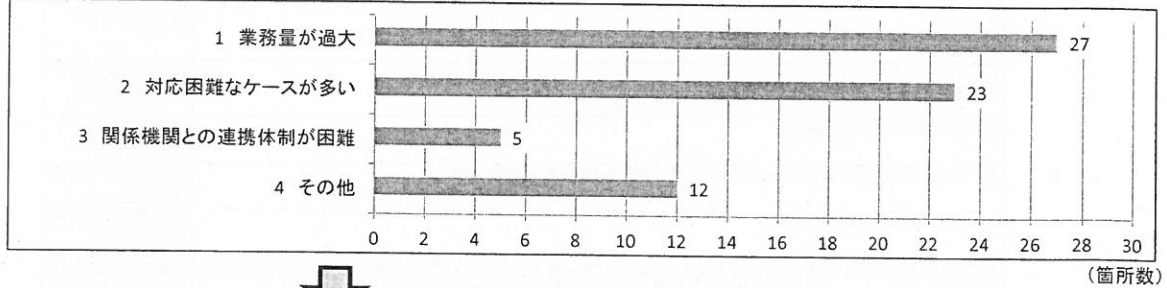
●総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。(法第115条の45第1項第3号)。
業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

[総合相談支援業務の課題の有無について]



[総合相談支援業務の課題、問題点の内容](複数回答可)



その他の課題の内容

- 地域の実態把握をする時間がない。(浅岸和敬荘地域包括支援センター)
- 一旦関わりを持つと、長期的に支援するケースが多く、徐々に支援ケースが増えている。(大船渡市地域包括支援センター)
- 対応できる職種の配置がなされていない。(大迫地域包括支援センター)
- 困難ケースが増加している。(北上市地域包括支援センター)
- 多問題家族(アルコール依存症や精神疾患)の同居家族への支援が困難(地域包括支援センター-展勝地)
- 地域ケア会議が進んでいない。(地域包括支援センター-わっこ)
- 経済的に自立できない事例が目立ち、震災や生活基盤が不安定であったり、子がパラサイトしているケースが多い。(陸前高田市地域包括支援センター)
- 相談対応能力、知識不足、他業務量の増加によりチームアプローチが困難(雫石地域包括支援センター)
- 家族間調整を要するケース、特に、親族がいるにも関わらず関係を拒否しているため包括支援センターである程度継続して支援していかなければならないケースが増加していること。また、そのような日々の対応に追われ、見守りネットワークや地域課題等の検討に至れずにいる。(滝沢村地域包括支援センター)
- 住民情報を得るのに制限があり、直営の利点を生かしきれいと感ずる。(西和賀町地域包括支援センター)
- 相談件数は増加傾向にあるものの、行政改革に伴う職員採用減で、体制の整備が進まない。(特に専門職)(八幡平市地域包括支援センター)
- 高齢者人口の増加に伴い、課題が複合し困難事例として寄せられる。(高齢者総合相談センター-はいずみ)

[総合相談支援業務の課題、問題点に対する地域包括支援センターの対応策]

課題	対応策	センター名
業務量が過大等	介護予防ケアマネジメント業務量の調整による総合相談への対応。	玉山地域包括支援センター
	圏域・人口比の見直し。配置人員の見直し。認知症サポート職員等分野ごとの新たな体制づくり。	花巻西地域包括支援センター
	センター職員の人員確保	遠野市地域包括支援センター
	スキルアップのための研修会への参加、チームアプローチを行えるような体制の整備	雫石地域包括支援センター
	高齢者や障害者を持った者を包括的に関わっていくことのできる福祉体制の充実 医療連携対象医療機関の医療相談窓口などの設置	岩泉地域包括支援センター
	介護予防ケアマネジメント業務に追われて、総合相談と権利擁護に対する人員が手薄である。 人員を増やす。	高齢者総合相談センターひらいずみ
	関係機関との協力連携、ケア推進会議等の活用	久慈市地域包括支援センター
困難ケースへの対応などその他	困難ケースはあるが、3職種が連携をとり対応できている。困難ケースについては行政や専門職へ連携依頼をしている。	東和地域包括支援センター
	随時、ケース会議を開催し課題を共有しながら対応するべきと考える。	北上市地域包括支援センター
	包括支援センターだけで問題を抱え込まずに、対象者の相談内容によって必要と思われる各関係機関へ積極的に相談し助言を受ける。また、様々な相談に関わり、振り返り、支援の検証を行う。	地域包括支援センターいいとよ
	地域支援ネットワークの構築を図り、高齢者の状況を早期に把握して対応できる体制づくりをする。	山田町地域包括支援センター
	地域ケア会議などの場を活用していきたい。	地域包括支援センター展勝地
	他のネットワークとの連携	地域包括支援センターわっこ
	専門的研修を受講する機会を確保し、各職員の質の向上をめざす。	矢巾町地域包括支援センター
	多職種との連携機能の活用	軽米町地域包括支援センター
	研修会参加など職員の資質向上により、相談体制を強化、住民主体での地域の組織化を行い、潜在的な福祉ニーズ把握と計画的な事業を実施し、課題の重度化を軽減する。	高齢者総合相談センターはないずみ
	困難ケースの場合は包括のみではなく行政が主導を取って、ケア会議を開催することにより、関係機関の調整を図ることができる。	一戸町地域包括支援センター
経済的に自立できない等によりパラサイトしているケース	雇用の問題、再び意欲を持って就労できるシステム作り、外に出て誰かのために役立つような掘り起しが必要。	陸前高田市地域包括支援センター
民情報を得るのに制限があり、直営の利点を生かしてきていない	住基システムの照会機能や部署の配置を検討すべきと考える。	西和賀町地域包括支援センター